

伊教生第223号
平成30年10月 2日

宇佐美江戸城石垣丁場遺跡・伊豆古道保存会
理事長 森 篤 様

伊東市教育委員会
教育長 高橋 雄幸



国史跡「江戸城石垣丁場跡」及び市史跡「東浦路」の保存活用に係る
提言及び照会について（回答）

秋涼の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般いただきました御提言及び照会につきまして、別紙のとおり回答
させていただきます。

あわせて、本市の文化行政の発展のため、今後も御助言、御協力をいただき
ますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上

担当
〒414-8555
伊東市大原二丁目1番1号
伊東市教育委員会生涯学習課 大川
TEL. 0557-32-1963 FAX.0557-37-8117
E-mail gakusyu@city.ito.shizuoka.jp

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の保存活用に係る
提言及び照会に対する回答

【包括的事項】

(提言 1)

「文化芸術振興基本法」の改正（平成 29 年 6 月 23 日施行：「文化芸術基本法」に名称変更）に伴い、国が平成 30 年 3 月 6 日に同法に基づく「文化芸術推進基本計画」を閣議決定したことから、文化財の保存活用にも密接に関連する同法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」の策定について検討を始める。また、同法改正を念頭に、別紙（案）に示すように、「伊東市文化振興基本条例」について必要な改正を行うこと。

(回答)

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「伊東市文化振興基本条例」に基づき、平成 29 年 3 月に伊東市文化振興基本構想が策定されました。

本基本構想では、本市における文化芸術施策に関する既設・新設の諸事業の中に、本基本構想に盛り込まれた視点を取り入れていくことで、本市の諸文化の底上げを図るものであり、隨時見直しを必要とするものと考えています。

今後、本基本構想を見直す過程の中で、「地方文化芸術推進基本計画」を必要とする事項があれば検討してまいります。あわせて「伊東市文化振興基本条例」の改正についても検討してまいります。

(提言 2)

「文化財保護法」の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴う「伊東市文化財保護条例」の改正について必要な検討を始めること。

(回答)

文化財保護法の改正内容を検証し、「伊東市文化財保護条例」の改正が必要ある場合については、改正手続きを進めてまいります。

(提言 3)

「(改正) 文化財保護法」に規定する「文化財保存活用地域計画」策定の検討を始めること。

また、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」（以下「国史跡」という。）の保存活用計画の策定に当たっては、同法の規定に基づく「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に適合するようにすること。

あわせて、「史跡名勝天然記念物保存活用計画」と「文化財保存活用地域計画」

が整合が取れるようにすること。」

(回答)

「文化財保存活用地域計画」については、県が策定する「文化財保存活用大綱」を勘案する中で、個別の「文化財保存活用計画」を策定する必要があるか、又は「文化財保存活用地域計画」を策定する必要があるか検討します。

(提言 4)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴い、「文化財の保護に関する」職務権限を市長の権限とすることについて研究すること。

(回答)

改正のねらいは、文化財の有効的な活用について幅を持たせるためと解釈しておりますが、今後の府内の組織構成が検討される中で、教育委員会としての役割も含め、検討してまいります。

(提言 5)

平成 30 年度の補正予算及び平成 31 年度予算に国史跡及び市史跡「東浦路」の保存、活用に係る予算を積極的に確保すること。

(回答)

現在、政策の整理を行っている中で、保存活用に関する予算については、今後緊急性が高い案件が発生しない限り、30 年度については補正予算の予定はありません。

31 年度予算措置については、文化財保護事業の優先順位をつけながら検討してまいります。

【国史跡（江戸城石垣石丁場跡）に係る事項】

(提言 6)

国史跡を見学する人が「二の沢」（保存会が識別のために使う呼称：位置は別図による）の全貌を見ることができるようになるため、当該区域のシダを除去すること。

(回答)

「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。

(提言 7)

国史跡内のポイントとなるいくつかの区域あるいは地点について、管理者及び市民並びに見学者が共通して識別できるように、わかりやすい呼称を設定すること。

(回答)

「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。

(提言 8)

国史跡の「保存活用計画」策定に際して、これまで、当保存会（前身のNPO法人を含む。）が提言した事項で、「保存活用計画」の策定に合わせて検討するという趣旨の回答があったものについては、「保存活用計画」策定の過程でその俎上に載せ、十分に検討すること。

(回答)

「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。

(提言 9)

当保存会の前身であるNPO法人及びその前身である任意団体が宇佐美地区内に設置した江戸城石丁場遺跡の説明看板及び石碑（「徳川碑」）について、国史跡の「保存活用計画」に基づいて、伊東市が宇佐美地区内各所に国史跡の説明看板を新たに設置するまでの間、当該既設看板等の維持管理を伊東市においてしていただくよう保存会と協議すること。

(回答)

「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画で行うものですが、今後の維持管理方法等について、観光課、貴保存会と協議いたします。

(提言 10)

先に、国史跡に指定されたことにかんがみ、国史跡の入り口に説明看板を設置すべしとした提言に対して、「平成 28 年度中に国史跡入り口に設置する」とご回答いただいた当該看板を速やかに設置すること。

(回答)

説明看板は、早急に設置します。

【市史跡（東浦路）に係る事項】

（提言 11）

市史跡「東浦路」への多くの関心を一層醸成するため、案内、説明パンフレットを作成し配布すること。

（回答）

7月には路線管理者である建設課と連携し、文化財説明看板を設置しました。パンフレット制作については、当面の計画はありませんが、市ホームページ等へ掲載するとともに、ウォーキングマップ等への掲載を観光課と協議してまいります。

（提言 12）

市史跡「東浦路」をわかり安く全国にアピールするため、「伊豆古道」などのように、内容が容易に想起できる通称を設定すること。

（回答）

「東浦路」は、平成30年4月に市史跡として指定されましたので、まずは、正式名称である「東浦路」を活用していきたいと考えます。

（提言 13）

市史跡「東浦路」の見学者のために、宇佐美駅から日朝さん道標までの間に誘導サインを設置すること。その際、国史跡の誘導サインとの協調、整合をはかること。

（回答）

東浦路への誘導サインの設置については、既設の石丁場への案内看板との共存も含めて、観光課、貴保存会と協議させていただきたいと考えております。

以上

【国史跡「江戸城石垣石丁場跡」の保存活用に係る照会】

(照会 1)

留田地区の砂浜に仮保存してある刻印石について、その経緯について再確認する旨のご回答をいただいているところですが、再確認した経緯はどのようなものだったでしょうか。(提言 2)

合わせて、次の事項につき照会致します。教育委員会は、当該刻印石の然るべき保存の方法等について産業課に協議を投げかけているのでしょうか。また、船揚場の必要な堰について、産業課では、刻印石の代わりとなるものを検討しているのでしょうか。

(回答)

市産業課での経緯は、船揚場への砂の流入を防ぐために、防波堤付近にあった石材散布地から現在の場所に移動させたものであるとのことでした。

現状でも船揚場への砂の流入は防ぐことができず、浚渫工事を実施しながら改良策を模索している中で、改良工事が実施される際には、刻印石の活用方法について相談してほしいと申し入れてあります。

(照会 2)

国土地理院地図における国史跡の範囲の地図記号について、国土地理院に情報提供するとのご回答をいただいているところですが、その後、当該区域における国土地理院の地図記号の修正はどうなっているのでしょうか。(提言 4)

(回答)

国土地理院に記載等についての確認はしましたが、その後の情報提供等の手続きは行われていませんので、手続きを進めてまいります。

(照会 3)

宇佐美地区の江戸城石丁場遺跡の既設説明版について、「市民と行政が参画して作られた看板なので、史跡名以外の内容に支障がなければ、史跡名の名前を入れることで対応してまいりたい」とご回答いただいているところですが、その後どう対応したのでしょうか。(提言 5)

(回答)

看板ごとにシートを作成する必要があるため、現在はシートの作成に至っていない状況ですので、デザインを検討して進めてまいります。

(照会 4)

国史跡の見学コース上の案内標識及び説明看板の設置について、「見学者に対して緊急性が高いことから、暫定として簡易的なものを設置していきたいと考

えている」とのご回答をいただいているところですが、その後どうなりましたでしょうか。(提言9)

(回答)

簡易的な案内標識や説明看板については、材質や内容を検討しましたが、実現に至っておりません。

(照会5)

国史跡の保存・活用のための市民協働の方法を検討する予備的な方策の一つとして、関係団体、行政、史跡の保存あるいは活用に係る市内外の専門家等による公開のフォーラム開催の提言に対して、「市民協働が図られるよう検討してまいります。また、協働が図られるようご協力をお願いします」とのご回答をいただいているところですが、現在どのような検討をされているのでしょうか。

(提言10)

(回答)

国史跡の保存・活用に係る専門家及び地元住民による組織を設置し、保存活用計画の策定をまとめていく中で、フォーラム開催等も検討します。

また、市史講座において、これまで伊東市全域を捉えて開催してまいりましたが、今年度は、それぞれの地域にある歴史や文化財等をテーマにした内容に特化し、地域性を重視した開催を検討する中で、国史跡を含めた宇佐美地区での開催を検討しております。

以上